

アメリカの宗教保守主義運動 と民主主義政治システム

蓮 見 博 昭

I. はじめに

アメリカ合衆国でreligious rightないし(new) Christian rightと呼ばれる宗教的政治・社会運動が1990年代に入り再び活発化し、政治や地方行政にも大きな影響を与えるようになってきた。80年代に非常な注目を集めた「モラル・マジョリティー」(Moral Majority)は、様々な理由で結局崩壊したが、その後を受けた形の「クリスチャン・コアリション」(Christian Coalition)が過去の失敗を教訓にして活動方式を変え、アメリカ国民一般の保守化の波にも乗って、またも脚光を浴びるに至った。

このような運動が特にアメリカで勢力を伸ばしてきた事情については、種々の要因が挙げられ、議論されてきたが、その背景には、アメリカ政治システムがそうした運動の活発化に適した特色を持っていることがあるものと考えられる。アメリカ以外、ことにキリスト教の長い伝統を持つ西ヨーロッパ諸国では、似た運動はあるにはあっても、その影響力はアメリカの場合と比べものにならないほど小さい。

逆に言えば、クリスチャン・コアリションなどは、アメリカ政治システムの特色をフルに利用して勢力伸長を図っているとも見なすことが出来るわけである。その意味では、特殊アメリカ的な運動だとも言えよう。

しかし、これらの運動の指導者たちは、一方で、民主主義への参加・寄与ということを唱えてながら、他方では、反民主主義的・非民主的な政治行動や政治手法をとってきており、これは反対に民主主義政治システムを蝕ん

でいくものと懸念される。もちろん、アメリカでも、民主主義を蝕むものは他にも少なくないし、religious rightに対抗するリベラル勢力の側にも問題があるとされている。ただ本稿では、religious rightとアメリカ政治システムの関係にのみ焦点を当てて考察していくことにする。

また、religious rightと通称される運動の名称とその訳語についても問題があると思われる。筆者は、①日本で良く使われてきた「宗教右翼」という訳語は、価値判断を含んだ用語なので好ましくない、②マスメディアなどで時折見られる「キリスト教右派」は、この運動の主な支持母体である「福音派」(evangelicals) そのものと紛らわしく、誤解を招きやすい、③religious rightの指導者たちの中には、そう呼ばれることを好まないと強調している者もある一などの理由から、「宗教保守主義政治・社会運動」と訳すのが最適であって、誤解も招かないと考える。ただ、これでは、いかにも長過ぎるので、本稿では原則として「宗教保守運動」と省略する。

本稿ではまず、この宗教保守運動の現勢を概観した後、前半部分で、アメリカの宗教保守運動が政治システムの特色を利用してかなりの「成果」をあげてきたことを、イギリスの場合と比較して考察していく。英米比較論的方法を採用するのは、イギリスの類似の宗教保守運動がアメリカとは異なる政治システムの壁に阻まれて余り「成果」をあげてこられなかった事例と比較検討することによって、アメリカ政治システムの特色や宗教保守運動との関係を一層明らかに出来るからである。

また本稿の後半部分では、主として1990年代になってからのアメリカ宗教保守運動の政治行動・政治手法の中に、反民主主義的・非民主的なものが少なからず見られることを具体的に指摘し、それらについて論述していくことにしたい。

II. 宗教保守運動の概観

宗教保守運動とは何か一をめぐっては、アメリカでも、多様な定義や解釈があってかなり混乱しているのが実状である。宗教保守運動の団体としては、主なものだけでも約20あるとされていて¹⁾、その目的、性格、組織形態などが

それぞれ異なっていることも、全体像の把握を困難にしている。本稿では一応、「福音派」と呼ばれる保守的なプロテスタント・キリスト教徒の一部を中心とする伝統的諸価値の擁護・増進のための政治・社会運動と定義しておく。

宗教保守運動の主要な支持母体である福音派になると、一層複雑多岐にわたっていて、ますます実体が握りにくいが、ここでは、聖書の権威や個人的回心を特別に重視・強調する保守的プロテスタント・キリスト教徒、と広く解釈していきたい。過激なファンダメンタリスト（根本主義者）と区別して稳健派だけを福音派と呼ぶ場合もあるが、近年には、この両者の区別がつきにくくなり、混同されることも多いので、本稿では、福音派にファンダメンタリストをすべて含むものとする²⁾。また、福音派には、一つの教派全体が福音派的である「教派的福音派」(denominational evangelicals)と、非福音派的な各教派の内部に散在する「教理的福音派」(doctrinal evangelicals)があるが、どちらも宗教保守運動の支持母体と言えるので、特に断わらない限り、両方を包含して福音派と呼ぶ。

それでは、アメリカの宗教保守運動はどの程度の規模を持っているのであろうか。正確な統計の類はないに等しいが、各種の世論調査などから大体の規模を推測することが出来る。まず主要支持母体の福音派については、ギャラップ世論調査所が1988年3月の調査で、「アメリカ成人の33%が福音派ないしボーンアゲイン・キリスト教徒」という数字を出している³⁾。『USニュース・＆・ワールド・リポート』誌が94年3月に行った調査でも、「聖書は字句通り信ずるべき神の言葉」と答えた者が34%を占めた⁴⁾。これらの調査結果から、アメリカ成人のほぼ3人に1人は、福音派かそれと同様な信仰を持っていると推測出来るわけである。

次に、宗教保守運動に関しては、94年7月のニューヨーク・タイムズ=CBSニュース合同調査が「成人総数の9%」という結果を示した⁵⁾。この調査は「あなたは自分がreligious right movementのメンバーだと思うか」と質問したもの。また、94年11月の中間選挙で実施された投票所出口調査では、「投票した有権者の5%が宗教保守運動のメンバーだった」とされていて⁶⁾、上掲の9%ともある程度符合する。

ただ、以上のような数字が過去に比べどのくらい増えているかは、必ずしもはっきりしない。70年代までは、福音派や宗教保守運動が一般に最近ほど注目されなかったため、世論調査もそれらを余り対象としなかったからであろう。しかし、それらのメンバーが大幅に増加してきていることは、間接的・部分的に明らかにされている。例えば、ギャラップ調査で、アメリカ・プロテスタンントのうち非福音派のいわゆる主流（mainline）4大教派（メソジスト派、ルーテル派、長老派、監督教会派）を「選好」（preference）するものは1967年から74年までは合計30%を維持していたのに、86年には18%に落ち、88年でも22%に留まった。これに対し、福音派最大の教派であるバプティストは一貫して20%前後を続け、人口増加に伴って絶対数を増大させてきたことが判明している⁷⁾。また、福音派の中の小教派であるセブンスデー・アドヴェンティストなどは、会員数を1950年の23万7000人、70年の42万人から93年の76万1000人に急増させてきた⁸⁾。

一方、宗教保守運動そのものの勢力増大については、例えば代表的なクリスチャン・コアリションは、93年から95年の2年間に、活動的支持者（active supporters）を50万人から160万人に増加させ、その年間予算を1480万ドルから2500万ドルに拡大したとされている⁹⁾。また、クリスチャン・コアリションを初め宗教保守運動は94年までに、全米18州の共和党组织を完全に支配し、他の13州でも同党のconsiderable control を行使するに至ったという。80年代までは、このようなことは考えられなかつたと言えよう¹⁰⁾。

さらに、宗教保守運動は94年春ころまでに、全米で合計2250の教育委員会をコントロールするようになった。これは、教育委員会総数の約15%に相当し、同運動が圧力団体から踏み込んで公共政策決定者・執行者になってきたことを意味する。このことも、90年代に入ってからの新しい動きと見なすことが出来る¹¹⁾。

94年11月の中間選挙では、連邦上下両院とも共和党が大勝、久々にそれぞれの多数を制したが、その際当選した同党新人議員の約25%は福音派だとも伝えられている¹²⁾。

こうした動向をどう評価すべきかをめぐっては議論もあり得るが、90年代に

入ってクリスチャン・コアリションを中心とする宗教保守運動の政治的影響力が80年代までに比べ、量的にも質的にも大きく拡充してきたことを示している点は間違いないであろう。

III. 政治システムと「成果」の英米比較

以上のようなアメリカ宗教保守運動がイギリスの同種運動と比較して、どのような「成果」をあげてきたかを、特に人口妊娠中絶反対運動中心に具体的な事例に即して見ていってみよう¹³⁾。アメリカの政治学者ソーパー（J. Christopher Soper）は、英米両国の宗教保守運動を詳細に比較する研究を行っているので¹⁴⁾、それを参考に、筆者独自の整理分類をしてみると、次のような項目を挙げることが出来る。

- (a)中絶制限立法
- (b)政党の利用
- (c)行政首班の関与
- (d)直接民主制の活用
- (e)医療保険制度の違い
- (f)中絶禁止の憲法修正

アメリカでは1973年に連邦最高裁判所が、妊娠3カ月以内の中絶を合法化・自由化し、4カ月以降については各州の裁量に任せるという画期的な判決を出した（ロウ対ウェード事件）。その結果、National Right to Life Committee, Christian Action Council, Eagle Forumなどを初め、多くのいわゆるプロ・ライフ運動団体が結成され、最高裁による中絶の一部合法化に反対し、各州議会・政府に中絶制限立法を働きかけるロビー活動・示威運動などを競って活発に進めるようになった。中には、Operation Rescue, Prolife Nonviolent Action Projectのように、各地の中絶クリニックに違法なピケを張り意識的に逮捕されるといった一種の市民的不服従活動をも強行する戦闘的な組織も出て来た。

研究者たちの調査によれば、これに伴って73年から89年までに、最高裁判決に敵対して憲法上疑義のあるような中絶制限法規を制定した州は15州、合

憲と考えられる緩やかな制限立法を進めたもの12州、中絶問題をほとんど無視するか、ごく限られた討議しか行わなかったもの14州、最高裁を支持したが、立法措置はとらなかつたものが残り9州となっている¹⁵⁾。50州中30州近くで運動の「成果」が現われたと言うことが出来よう。

「中絶政治」に詳しい政治学者ハルヴァニューバウアー (Glen A. Halva-Neubauer) は、クリスチャン・コアリションがその隠密選挙運動 (Stealth Campaign) で州議会議員に当選する中絶反対派を増やし、数州でバランス・オブ・パワーをプロ・ライフ側に傾斜させることに成功した例も挙げ、宗教保守運動の中絶制限立法働きかけは、少なくとも州レベルでは一定の「成果」をあげたと結論している¹⁶⁾。

他方、73年の最高裁判決を覆すため、中絶を禁止する憲法修正を連邦議会に働きかける運動も続けられたが、83年になって結局修正が不成立に終わり、宗教保守運動は全国レベルでの弱点を露呈したと言わた。これに対し、イギリスでは1967年に労働党下院議員の議員立法によって中絶が合法化され、これをめぐって、やはり宗教保守運動による反対・制限要求キャンペーンが高まってきた。それを受けオールトン (David Alton) 議員が同じく議員立法で中絶制限法案を提出、第二読会まで通過したが、この問題で冷淡・中立的なサッチャー内閣が本会議で審議時間の延長を拒否したため、審議未了で廃案になった¹⁷⁾。また、イギリスでは、アメリカのように、中絶問題で最高裁が出る幕はなく、憲法に関わる問題と考えられたこともない。さらに、国会以外での立法は不可能であり、イギリスの中絶反対運動は少なくとも政治的には、ほとんど「成果」をあげられなかつたと言える。

次に、政党の利用という面では、80年代初め以来、アメリカの全国および各州共和党綱領に宗教保守運動の中絶観を盛り込ませることに成功してきた。例えば、レーガンが初めて大統領に当選した80年の共和党全国大会で正式に採択された党綱領では、「われわれは、まだ生まれない子供たちの生命への権利の保護を回復する憲法修正への支持を確約する。(中略) われわれは、両親が未成年の子供たちを指導する義務と権利を否定することによる家庭組織への最高裁の侵害に抗議する」と謳われている¹⁸⁾。

また、州レベルの例としては、92年のワシントン州共和党綱領などが挙げられる。この綱領には、中絶反対だけでなく、その他の政策課題についても宗教保守運動の考えが色濃く反映された¹⁹⁾。言うまでもなく、党綱領には拘束力はないが、宗教保守運動の立場が、「公党」の裏書きによって、ある程度正当化されたと考えられている。

イギリスでは、中絶問題に関する限り、労働党はもちろん、保守党も態度を保留し中立を維持してきており、アメリカのように政党を利用するわけにはいかなかった。

一方、アメリカのレーガンが大統領として中絶自由化に強く反対し、反対運動を強力に支持したことは良く知られている²⁰⁾。レーガンが宗教保守運動の要求を本気で支持していたかどうかについては疑問も残るが²¹⁾、大統領が色々な形で「支持」を公にしていた時期に運動が大いに盛り上がったことは確実である。

ただ、アメリカの場合、仮に大統領らの支持がなくても、特に州・地方レベルでは前述の通り、圧力行使は効を奏することが出来る。ところが、イギリスでは、首相の支持がなければ、圧力行使は成功しにくい。首相が国会の審議を最終的に左右する権限を握っているためで、この点、アメリカの政治システムとは大きな相違がある。

上掲の「直接民主制」とは、住民発案、住民投票などの制度を指し、アメリカでこの制度が一般に多用されてきたことは周知のところである。宗教保守運動もことに90年代になって、この制度を盛んに利用し、その提案が可決・承認された例は必ずしもそう多くはないが、保守的世論の動員にはかなりの成果をあげてきたと言うべきであろう。可決・成立した例としては、92年にコロラド州で、同性愛者への法的保護を取り消し、将来の保護法規・政策をも禁止する州憲法修正が住民発案で州民投票を通ったことがある。イギリスでは75年ウィルソン労働党内閣時代にEC（欧州共同体）加盟問題で国民投票を実施した例はあるが、そのような直接民主制を利用するのは非常に稀である。

最後に、アメリカの医療保険制度は民間保険に依存する部分が大きく、非集中的で地域的な多様性が強いが、イギリスは中央集権化した公的な国民皆

〔第1表〕

政治システムの英米比較対照表
(特に宗教関係利益集団の視点から)

		イギリス	アメリカ
国家形態		比較的まとまりの良い、 単一国家制	徹底した連邦制
政治権力構造		非常に中央集権的	非常に分権的・多元主義的
政治制度		伝統的な議員内閣制	独特な民選大統領制
公職選任方法	国会議員	下院のみ公選	上下両院とも公選
	その他	任命制が多い	公選制が多い(判事なども)
立法過程	国会審議の中心	本会議中心主義	委員会中心主義
	議員立法	制限(内閣提出法案が多い)	ほとんど無制限(行政府に発議権なし)
	内閣の審議打ち切り権	extra timeの形で、あり	全くなし
政党	規律・統制力	強い	弱い
選挙制度	有権者登録	全員事前に自動的に	自己登録制
	予備選・政治献金	予備選なく献金も困難	献金は容易、予備選でも圧力
最高裁	法令審査権	なし(上院が最高裁を兼ねる)	あるだけでなく、かなり発動される
	政治過程への関与	ほとんどなし	しばしばあり
官僚制	利益集団との関係	比較的中立的・調整的	非常に敏感、調整の場なし
地方自治	制度の態様	中央集権的で画一化	各州の権限で多様化
	自治体の独立性	弱い	強い
直接民主制	住民発案・住民投票など	活用の可能性乏しい	多用され世論動員に効果
マスメディア	イデオロギー的宣伝	困難	かなり自由
	集中度・開放度	中央集中で閉鎖的	地方分散的で開放的
利益集団	公共政策形成過程でのアクセス点	非常に少ない	非常に多い
	政治家の依存性	弱い(政党に依存)	強い(政党に余り依存せず)
	政治システムの開放度	総じて閉鎖的・一元的	全体として開放的・多元的
	利益表出・圧力行使の難易度	統合された巨大組織以外かなり困難	非常に容易
宗教と政治の関係		監督教会派キリスト教が国教だが、その影響力は弱まってきた	多宗教・多教派の競争的共存で、政教分離が建前だが依然キリスト教の影響大

保険なので、国民健保の病院やクリニックは、中絶手術を拒否する権利を事実上持っていないとされている²²⁾。

このように具体的な事例を見てくると、英米両国の宗教保守運動が中絶問題などで一定の「成果」をあげられたかどうかは、両国の政治システムの違いにかなり関係していることが帰納的にも明らかになるであろう。このことを、より綿密に検証するため、筆者が作製したのが第1表（政治システムの英米比較対照表）である²³⁾。これを子細に見ていくと、少なくとも宗教関係の利益集団にとってイギリスの政治システムは一般に閉鎖的、一元的であって、利益表出・圧力行使がかなり難かしいことがはっきりしよう。それに比べ、アメリカの場合は全体として開放的、多元的であり、利益集団の政治活動が成功しやすくなっている。

細かい説明は省くが、アメリカで、①公職者の公選制が普及している、②議員立法がほとんど無制限である、③政党の統制力が弱い、④選挙制度が複雑になっている、⑤地方自治制度が多元的で、自治体の独立性が強い、⑥直接民主制が利用しやすい—などの諸点は、公共政策形成過程における利益集団のアクセス点が非常に多いことを意味する。宗教保守運動は、このように多くのアクセス点をフルに活用して政策形成にかなりの影響を与えてきたと見なすことが出来よう。

IV. モラル・マジョリティとクリスチャン・コアリションの相違

アメリカ政治システムの特色が宗教保守運動を含む利益集団一般の利益表出・圧力行使活動をしやすくしていると言っても、80年代のモラル・マジョリティなどと比較して、90年代のクリスチャン・コアリションが特に大きな影響力を持ってきたと考えられているのは何故であろうか。政治システム自体は80年代と90年代でそれほど変化したとは言えないからである。

その問い合わせるには、一見同様な目的、性格、指導者などを持っていると思われているモラル・マジョリティとクリスチャン・コアリションの相違点を明らかにする必要がある。その比較対照を容易にする目的で筆者がまとめたのが第2表である²⁴⁾。この表は必ずしも十分なものではないが、この表

〔第2表〕

モラル・マジョリティーとクリスチャン・コアリションの比較対照表

	モラル・マジョリティー	クリスチャン・コアリション
指導者の宗教的傾向	ファンダメンタリスト福音派	カリスマ的福音派 (ペンテコステ派)
政治活動の特徴	テレビ伝道や福音派教会網を通じ組織を拡大。圧力団体として大統領はじめ中央政界への圧力行使を重視。	地方政界に重点を移し、地方の公共政策決定過程（州・地方の行政機関、議会、共和党组织）への浸透を積極化。それをテコに中央政界にも影響力。
主要政策課題	宗教・道徳問題を中心にキリスト教国アメリカの再興を目指す。(途中で変更を試みる)	宗教・道徳関係から保守主義一般の政策目標に拡大。「市民宗教」の復活説く。
幹 部	バプティスト派の牧師グループを中心に。	政治のプロを採用し、政治要員を養成セミナーで訓練。
草の根の政治教育・組織強化活動	一般大衆を目標にしたが、その教育・組織強化は実質軽視。	対象を絞って政治教育・組織強化策を重視、ハイテクも動員して活発に。
出発点となった郵送先リスト	世俗的保守主義者のものに依存。	創設者ロバートソンの大統領選挙出馬時の独自のものを活用。
テレビ伝道師の不祥事（87年）の影響	創設者フォルウェル自身も不祥事に巻き込まれ、不信を招く。	ロバートソンはテレビ伝道から手を引き、組織の表面からも退く。
注 目 度	目立ち過ぎのきらい。	隠密選挙運動など目立たない活動も重視。
創 設 年	1978年（87年、事実上解散）	1989年
最高時の会員数 (「活動的支持者」含む)	650万人	160万人

だけからでも両者の違いは相当にはっきり読み取れる。

一口で言えば、モラル・マジョリティー（以下、単に「マジョリティー」と略す）は、政治に関しては素人の集団の、借り物的、間に合わせ的な組織だったと評すことが出来るのではあるまいか。それだからこそ、最高時に公称650万人のメンバーを擁しておきながら、80年代半ば以後、「経済的保守主義者たちに無視され」²⁵⁾、レーガン大統領自身からも疎外されると、急速に影響力が衰え、87年に続発した福音派テレビ伝道師らのスキャンダルで止めを刺される形になったのであろう²⁶⁾。マジョリティーの創設者で会長をつとめていたテレビ伝道師のフォルウェル（Jerry Falwell）は、「レーガン時代にホワイトハウスへのアクセスと共に正当性を得たが、草の根に真の基礎を築くことを無視した」と言わわれている²⁷⁾。

これに対し、クリスチャン・コアリション（以下、「コアリション」）の方は、創設時からトップの事務局長（Executive Director）にプロの若手政治活動家リード（Ralph E. Reed, Jr.）を据え、全米に73の政治要員養成所を開いて地方活動家の訓練を続けている²⁸⁾。少なくとも政治のプロ集団を目指して努力していることは疑いない。また、全国200以上の福音派教会に毎月1回、地元の活動家を集め、通信衛星を使った専用テレビ生中継で政治活動に関する最新情報を吹き込んでいる²⁹⁾。

マジョリティーは本質的には結局、圧力団体に留まり、中央政界に圧力行使の重点を置いたが、コアリションは地方政界に焦点を当て、州・地方の公共政策決定過程（行政機関、議会、共和党组织など）に深く浸透してきた点も大きく異なっている。コアリションは圧力団体の立場に満足せず、もっと踏み込んで自ら政策決定者・政策執行者になってしまおうというわけである。この方が政策課題を実現しやすいことは論を待たない。すでに説明したアメリカ政治システムとの関係で言えば、その特色をマジョリティーの方は十分活用しなかったのに対し、コアリションはフルに利用してきたことになろう。（ただ、この点については様々な問題も生じているが、それに関しては後述する。）

また、マジョリティーは少なくとも当初、ファンダメンタリズムの教理に基づくと見られる狭い範囲の過激な政策目標を掲げていた。84年のギャラップ

調査でも、マジョリティーの活動に賛同する者が28%，反対39%，意見なし33%（福音派の中でも賛同36%，反対26%，意見なし38%）という厳しい結果が出ていたのは主として、そのためと考えられる³⁰⁾。コアリションの方は、このようなマジョリティーの誤りを教訓として、出来るだけ宗教色を薄め、主な政策目標も世俗的・経済的保守主義に近いものに拡大してきている。こうした動きをめぐって関係者らの間では賛否両論が出ており、宗教保守運動の重要な特色が弱まってしまうと、福音派指導者なども強く批判するに至った³¹⁾。しかし、一般人を刺激する度合いは低くなっているのではあるまいか。

宗教面で注目される違いは、マジョリティーの指導者たちがファンダメンタリスト福音派だったのに対し、コアリションはカリスマ的福音派に属している点にある。ファンダメンタリストは福音派の基本的な教理である「聖書無謬説」を特に固く信奉するのに反し、カリスマ的福音派はペンテコステ派とも呼ばれ、聖書無謬説よりも、いわゆる異言を語り、祈りなどによって病気を癒すことを重視する³²⁾。イギリスのファンダメンタリズム研究者として知られるバー（James Barr）はその著『ファンダメンタリズム』の中で次の通り書いている。

「ファンダメンタリストが権力を握るということが起ると、そこでは、彼らがその権力を反対の意見をもつ者を黙らすのに使うだろうと予期されねばならない。彼らは、教会と教育の諸機構から充分に保守的でない人々を排除しようと求めるだろう。ファンダメンタリズムの歴史がこれを明白に示している。（中略）それは単に証しの手段、自分の立場を述べる手段を求めるのみならず、支配することを、同調しないいかなる人物も責任ある立場から取り除き沈黙させる権力を求めてきたのである。」³³⁾

アメリカ最大のプロテスタント教派で宗教保守運動の最も強力な支持母体である南部バプティスト連盟（Southern Baptist Convention, SBC）では80年代にファンダメンタリスト・グループが稳健派から組織内の主導権を取り上げる紛争があったが、その過程は正に、バーの警告を立証するものであったと言わねばならない³⁴⁾。

他方、カリスマ的福音派は、どちらかと言えば理論的側面よりも情念的次

元を代表しているとされているだけに、「ファンダメンタリストたちの不寛容が阻止した保守派キリスト教徒の連合体を形成する潜在力を持っている可能性がある」と考えられている³⁵⁾。コアリションは、プロテスタントの福音派だけでなく、カトリック保守派などとも提携する寛容さを持っているのであろうか、現にその動きもしばしば伝えられるようになったことは確かである。

V. 政治行動・政治手法の非民主性

筆者は、アメリカの宗教保守運動が主に90年代になってから行ってきた政治行動・政治手法の中で非民主的と見なし得るものを見分類出来ると考える。

- (a)先進法治国家における法律順守の不十分さを示すもの
- (b)公職選挙での不公正さを示すもの
- (c)教科書など公立学校教材・公立図書館所蔵物の検閲制
- (d)政治手段としての暴力の否定の不徹底さを示すもの
- (e)宗教によって政治的目的・手段を正当化しようとするもの

まず(a)について。コアリションは、アメリカ合衆国の内国歳入法 (Internal Revenue Code) 第501条(c)節・第(4)項による免税団体の扱いを受けている³⁶⁾。この項は、「利潤のために結成されたのではなくて、専ら社会福祉増進のため活動する市民連盟ないし組織、または、特定の自治体における一定の人物の被雇用者に会員が限られる地域従業員団体であって、純収入が専ら慈善、教育、レクリエーションの目的に振り向けられるもの」を免税の対象にしている³⁷⁾。コアリションは「市民組織」であり、その政治教育活動も「教育の目的」に含められるとしても、多額の政治献金を行い、政治的政策目標のためのロビー活動を大規模に実施することも、この免税団体に認められているのであろうか。

この同じ第501条(c)節の一つ前の第(3)項は、宗教法人などについての規定で、立法に影響を与えるための宣伝その他や、公職へのいかなる候補者のため、またはそれに反対する政治的キャンペーンに参加・介入することをもはっきり禁じている³⁸⁾。しかし、アメリカでも、「政府が宗教団体の登録や監視を行う

ことは適切でない」とされていて、「泣く子も黙る米国税局（IRS）が宗教法人に対しては甘い対応をせざるをえない」とのことである³⁹⁾。しかも、コアリションに適用されている第(4)項の方には第(3)項のような禁止条項もない。ところが、コアリションのリード事務局長は95年1月、「デトロイト経済クラブ」での講演で、ギングリッチ下院議長（共和党）らが掲げた公約集「アメリカとの契約」（Contract with America）の議会通過を支援するため、100万ドル支出してロビー活動を行うと発表した⁴⁰⁾。これはその後予定通り実行され、取り敢えず下院を通過した⁴¹⁾。これなどは、「純収入が専ら慈善、教育、レクリエーションの目的に振り向けられるもの」という制限をはるかに逸脱していると言えよう。

もちろん、法治国家だからと言って、すべての法律を金科玉条のように順守しなければならないわけではないかも知れない。悪法に反対するため市民的不服従行動をとることもあり得る。しかし、税法による免税団体扱いという恩恵を享受している以上、その法律の規定を極力守るのが当然であり、特にアメリカの道徳・倫理の刷新を主目的とする団体としては、この点でも不明朗さや疑惑を残すべきではあるまい。

次の(b)【公職選挙での不公正さ】に関しては、すでに触れたコアリションの「隠密選挙運動」（Stealth Campaign）戦術が挙げられる。ステルスとは、「見えない爆撃機」などと騒がれた敵方のレーダーに発見されにくい特殊兵器のことで、選挙の場合は、競争相手の候補者などに知られないよう隠密に進める運動を指す。コアリションはこの戦術を90年に初めてカリフォルニア州サンディエゴ郡で採用し、「サンディエゴ・モデル」としてその後全国何千もの公職選挙に応用してきた。

『ニューヨーク・タイムズ』紙が詳細に報じたところによると、同郡のラマサ市教育委員を13年間つとめてきたジャネット・ガスティル夫人は90年の教育委員選挙で対抗馬が立候補していることを初めて知ったのが、投票日の翌朝だった。この対抗馬はファンダメンタリスト福音派の男性泡沫候補だったが、選挙運動期間中、公に姿を見せる 것을避け、専ら教会のニュースレター、リーフレットの配布、教会堂内信徒席での有権者登録勧誘などを通じて運動

し、現職のガスティル夫人を出し抜いて当選してしまったのである⁴²⁾。ガスティル夫人側も迂闊だったと言えばそれまでだが、コアリション支持候補側が公明正大だったとは全く言い難い。しかも、コアリションはこのラメサ市での「成功」に力づけられて、他の教育委員会、地域水道局委員会、地域社会計画委員会、市参事会、郡政執行委員会など地方行政機関や、州議会、共和党各委員会の選挙でも同じステルス戦術を続けてきた。

しかし、これには強い反発・巻き返しも起こっている。例えば、同じ南カリフォルニアのヴィスタ市では、92年の教育委員選挙で宗教保守運動派が3対2と多数を制し、それに伴って教育委員会は、公立学校での集団的祈り復活、「創造科学」（旧約聖書の天地創造物語）の理科扱い授業の促進、性教育の制限、政府援助による朝食給食計画の削減など、宗教保守運動団体の要求をめぐる抗争の場に化したという。このため、94年になって市民の間から宗教保守運動派委員3人のリコール（解任請求）運動が起り、同年11月に行われた住民投票でリコールが成立、空席補充のための選挙に立候補した宗教保守運動派5人も全員落選してしまった⁴³⁾。アメリカの民主政治もなお健在だと言うべきかも知れないが、コアリションなどにとっては不名誉なことと考えねばなるまい。ただ、コアリションも最近はステルス戦術を自粛する動きを示していることも付け加えておこう。

(c)の公立学校・図書館に関する「検閲制」も大きな論議を呼んでいる。アメリカ図書館協会は94年1年間に図書その他図書館所蔵物に対する「挑戦」または検閲の試みが合計760件報告され、1981年以来の最高だったことを明らかにした。またアメリカ出版業者協会が95年3月に開いた年次大会でも、検閲制によって言論・表現の自由が包囲攻撃を受けているという議論が活発に行われたという。検閲の試みの中には、マイノリティーに対する配慮不足をチェックしようとするリベラル派によるものも一部あるが、大部分は保守派によるものだとされている⁴⁴⁾。

アメリカの小説家で、ジェンダー関連の検閲反対運動を進めているタックス女史 (Meredith Tax) によると、同女史が子供向きに執筆した“Families”と題する本2点は、バージニア州フェアファクス郡の公立学校用教科書問

題諮問委員会で小学校用教科書として採用されることが大差で決まったのに、保守派の支配する同郡教育委は、レズビアンのカップルが出て来ることを理由に不採用にしたとのこと。同女史は、「同性愛いじめが今や新しいマッカーシーイズムになっている」とさえ訴えている⁴⁵⁾。

宗教保守運動はこの分野でも、住民発案・住民投票制度を活用している。出版業界専門誌『パブリッシュアーズ・ウィークリー』によれば、94年11月の中間選挙時に、オレゴン州でコアリションが、コロラド州でFocus on the Family（1977年創立の家族問題中心キリスト教保守派団体）がそれぞれ住民発案の形で州憲法修正案を提出、郡、市、タウンに独自のワイセツ防止法規を採択する権限を与えようとした。両州とも、書店主、図書館員、一般市民らによる反対運動が起り、抗議のため一時閉店する「ロックアウト」なども行われた結果、州憲法修正案はいずれも否決された⁴⁶⁾。

リベラルなアメリカ自由人権協会（ACLU）などは、「憲法修正第1条によって保障されている表現の自由に対する制約の中では、事前検閲こそ最も危険なものであると確信する」旨強調している⁴⁷⁾。

(d)の暴力否定の不徹底さをめぐる問題は、コアリションなどに直接関連しているわけではないが、宗教保守運動全体に対する不安感を一般人に与え、そのイメージダウンにつながっていることは否めない。アメリカ全国では94年までの10年間に中絶クリニックなど関連施設の放火・爆破事件が合計153件（未遂も含む）に上っていて、中絶担当医師など関係者が襲撃・暗殺される事件も枚挙にいとまが無いほど続発してきた⁴⁸⁾。いずれも、狂信的な中絶反対論者によるものとみられており、彼らは、人工中絶による胎児の殺害を防ぐためには、こうした暴力行為も正当化されるという考え方を信奉している。

宗教保守運動の大部分の指導者たちは異口同音に、暴力を否定しているのだが、問題は、自らの暴力を否定しても他の活動家の暴力行為を非難することは拒否する者がいることや、暴力を否定した指導者の中に暴力事件の犯人・容疑者らと裏で結び付いていると伝えられる者がいることであろう。例えば、アメリカで最も影響力のある中絶反対活動家と見なされているPro-Life Action Leagueのシャイドラー会長（Joseph Scheidler）は86年に連邦地

裁判事から、中絶クリニック放火犯らと関係を持っていたとの判断を示された。彼はこれを拒否し、放火事件が起こる前には何も知らなかつたと強調したが、犯人たちと会ったことがある点については、「誰かが犯罪を起かしても、それだけで彼らが悪人だというわけではない」と語ったという⁴⁹⁾。

最後の(e)〔宗教による政治的目的・手段の正当化〕は、以上5つの中で最も大きな問題だと言えるかも知れない。少なくとも一番微妙な要素を含んでいるので、単純な議論をすることは出来ない。

すでにある程度見てきたように、80年代のマジョリティーは、政治的目的・手段を宗教的なもので正当化し、宗教的な国民の支持を取り付けようとした点でより直接的かつ素朴だった。レーガン、カーター両大統領などもその点では、一般に行き過ぎではないかと思われる面もあった。これに対し、コアリションなどは、はるかに慎重で洗練されてきている。コアリション事務局長のリード自身も、92年の大統領選の際にキリスト教指導者グループが、「ビル・クリントンに投票することは神に対する罪（sin）である」との警告を強調したパンフレットを配布した例などを挙げ、「こうしたステートメントは宗教信仰の苛酷な（harsh）側面を代表するものであって、政治的文脈では全く不適当である」と率直に認めている⁵⁰⁾。

ところが、コアリションを初め宗教保守運動団体が公職選挙の前に大量に配る政治家らの「得点表」（scorecard）などは明らかに、特定の宗教的な基準で政治家の政治的決断を評価し、しかも、それによって宗教的な有権者の投票行動に影響を与えようとしているもので、少なくとも誤解を招く。

コアリションの「94年版連邦議会議員得点表」（“Christian Coalition Congressional Scorecard, 1994 Election Edition”）の現物を見ると、上下両院議員全員が過去1年間余りに議会本会議で合計14件の審議案件について行われた採決で賛否・棄権などどのような態度をとったかを一覧表にし、それぞれの案件に対するコアリションの立場（支持または反対）を基準に、各議員がコアリションの立場に各々何%好意的か、を明示している。

この得点表を点検して問題があると考えられるのは、次のような諸点である。

- a) この得点表は「情報提供という目的だけのためのもので、いかなる選挙の結果に影響を与えようとするものでもない。クリスチャン・コアリションは、いかなる候補者の当落をも支持せず、いかなる政党を是認するものでもない」と明記してはいるが、「クリスチャン・コアリション」という名称も手伝って、コアリションの立場に100%好意的であるということは、その議員がキリスト教全体に好意的であるかのような印象を与えることになる。逆にゼロ%の議員は、あたかもキリスト教の敵であるような誤解を招く恐れがある⁵¹⁾。
- b) 14項目の中には、中絶、公立学校での祈り、同性愛、性教育などと、それらに関連する政府高官任命承認問題が多いが、宗教・道徳・倫理には直接関係がない均衡予算に関する憲法修正案、クリントン大統領の経済刺激策や財政再建5カ年計画なども含まれている。コアリションがこうした純政治経済案件に賛否の態度を表明することは自由であろうが、その立場を押し付ける結果になりかねないことは、民主的ないし公正ではあるまい。
- c) 同性愛が積極的な別の生活様式(a positive lifestyle alternative)であることを生徒に教えるため公費の使用を教育機関に認める法案(民主党議員提出、94年3月可決)について「生徒に同性愛を奨励するもの」という見出しつけたり、クリントンの経済刺激策に対し「クリントンのポーク・バレル(人気取りのための政府補助金)支出計画」と表示したりしているのは、コアリションとしての評価を加えていることになり、「選挙の結果に影響を与えようとするものでもない」とは認めがたい。
- コアリションの最高指導者であるロバートソン(Pat Robertson、創設者・会長)もリードも公式には、キリスト教国アメリカの再興を狙っているわけではなく、政教分離の原則も守っていると何度も力説してきた⁵²⁾。ことに、リードは、コアリションの「マニフェスト」だと見られている近著の中でこの問題に関し、「宗教保守主義者たちが望んでいるのは、アメリカ市民生活で信仰の歴史的な役割を調和させる(accommodate)ことである。要するに、長年尊重されてきた市民宗教(civil religion)の伝統を回復することを求めているのである」と書いている⁵³⁾。

「市民宗教」とは、公民宗教、文化宗教とも呼ばれ、制度宗教、組織宗教に対する概念で、アメリカ「社会がもっている価値観、道徳観の基礎にある宗教的な自己理解の体系」だとされている⁵⁴⁾。アメリカの宗教学者チャイドスター (David Chidester) は、「アメリカにおける市民宗教の様々な様式は、アメリカ人の生活における宗教と政治の相互浸透の表現だった」と述べ、市民宗教を①文化宗教ないし民俗宗教と呼び得るもので、アメリカ的生活様式に等しいもの、②宗教的ナショナリズム（国家を正当化する宗教的パワー）、③超越的宗教（一神教であるキリスト教、ユダヤ教を前提とするが、具体的な個別の宗教・教派を超越した国民的宗教心といったもの）の3つのタイプないし側面があると説明している⁵⁵⁾。

市民宗教は、アメリカで政教分離が確立された結果生じた空間を埋めるため出て来たもので、いわば国民統合のための装置だったと言えよう。しかし、宗教社会学者ベラー (Robert N. Bellah) は70年代半ばに「アメリカの市民宗教は、空っぽのこわれた貝殻のようなもの」になってしまったと嘆くに至った⁵⁶⁾。当時のニクソン大統領が72年のウォーターゲート事件で市民宗教に基づく国民との信頼関係を裏切ったことを直接的には指しているが、その意味するところは、もっと根深いものである⁵⁷⁾。

市民宗教はその後、カーター、レーガン両大統領らによって修復されたという見方もあるが⁵⁸⁾、コアリションは必ずしもそう考えていないことになろう。コアリションが実際に市民宗教の復興を目指しているのであれば、それ自体問題ないわけだが、これは建て前に過ぎない可能性が大きい。

それと言うのも、宗教保守運動と市民宗教は基本的に相容れない面があるからである。双方とも同じ宗教的パワーだが、市民宗教の方は、前にも触れたように、特定の宗教・教派に片寄らない超越性・普遍性があり、しかも組織を持たない。これに対し、宗教保守運動は結局、福音派キリスト教という特定の宗教に依拠し、大きな組織力も備えているという際立った違いがある。このため、大統領などが市民宗教を政治のために利用しても、政教分離の原則に抵触する恐れは少ないが、宗教保守運動は、たとえ市民宗教という名目であっても宗教的パワーに依存し過ぎると、政教分離を侵すことになりかね

ない。さりとて、組織力に頼る度合いが強くなれば、宗教社会学者ハンター（James Davison Hunter）が警告する通り、リベラル勢力との対立抗争は所詮、パワー・ポリティクスになり下がってしまい、「文化闘争」の解決を政治に求めても不毛だということになってしまふであろう⁵⁹⁾。

VI. おわりに

それにしても、宗教保守運動は何故前掲のような非民主的行き方をしてきたのであろうか。第一に言えることは、関係者ら自身、大体において非民主的という認識は乏しく、そう批判されると、強く否定したり、逆にその批判こそが「クリスチャン・バッシング」で非民主的だと反撃することも少なくない点である。

第二に、すでに述べた通り、80年代までの圧力団体としての活動は、影響力や効果の点で限界があったので、さらに踏み込んだ行き方をしようとした結果ではないかと考えられる。それに、宗教保守運動団体が総じて政治活動に不慣れであり、批判をはね返して功を焦った面もあったと思われる。

第三に、宗教保守運動指導者たちの中には、60年代から70年代にかけてリベラルなキリスト教関係者らが公民権運動、ベトナム反戦運動その他で実行してきた手段を模倣・踏襲しているに過ぎないと弁解している者もいる。

いずれにせよ、宗教保守運動の行き方を非民主的と呼ぶかどうかは別にして、上記のように、全米各地で一般市民の強い反発や不満を巻き起こしている以上、その行動・手法を一般にも受け入れられるように変えていかない限り、福音派キリスト教という枠を越えてもっと広い支持を得ていくことは難かしいと言わねばなるまい。その結果、結局所期の成果も上げられなくなっていくのではないか。この国では宗教保守運動を厳しく監視し、その影響に対抗していくことを主目的とする People for the American Way⁶⁰⁾といった団体も結成されているだけに、同運動に注がれる眼は一段と鋭くなっていくに相違ないからである。

ただ、最後に、見方を変えて考えると、国民一般の政治不信・政治離れが進むアメリカで、宗教保守運動がとにもかくにも政治の活性化にある程度寄

与している面は否定出来ないであろう。例えば、共和党稳健派のスペクター(Arlen Specter)上院議員は、保守的キリスト教徒が自分たちの主義主張にコミットしてきた時間とエネルギーを稳健派の共和党員らに注ぎ込ませるのは、ほとんど不可能だと認めている⁶¹⁾。福音派有権者の投票率が70年代まで一般より相当低かったのに、80年の大統領選を境に大幅上昇してきたという調査結果も出ている⁶²⁾。

もっとも、ソーパーなども、評しているように、宗教保守運動の一般活動家たちは、運動による政治的成果よりも、運動に参加・献身すること自体に意義を見いだしている傾向が強い⁶³⁾。草の根レベルでは、上層部とは逆に、依然として政治より宗教のウェートがはるかに大きいと言うべきなのであろう。

註

- 1) Steve Bruce, *The Rise and Fall of the New Christian Right : Conservative Protestant Politics in America 1978—1988* (Oxford : Clarendon Paperbacks, 1990), p.91. ; Paul J. Weber and W. Landis Jones, *U.S. Religious Interest Groups : Institutional Profiles* (Westport, Connecticut : Greenwood Press, 1994), pp.169—175.
- 2) David C. Leege and Lyman A. Kellstedt, *Rediscovering the Religious Factor in American Politics*, (Armonk, New York : M.E. Sharpe, 1993), P.73.を参照。
- 3) George Gallup, Jr. and Sarah Jones, *100 Questions and Answers : Religion in America*, (Princeton, New Jersey : The Princeton Religion Research Center, 1989), pp.140—141. 厳密に考えると、born-again Christian(回心によって生まれ変わったキリスト教徒)は必ずしも福音派に限らないが、現代アメリカでは、born-againとevangelicalはほとんど同義語と見なされている。
- 4) *U.S. News & World Report*, April 4, 1994.
- 5) *New York Times*, July 22, 1994.

- 6) *National Journal*, November 12, 1994. 出口調査はVoter News Serviceが実施。
- 7) Gallup, *100 Questions* …, pp.200—201. これは「選好」を調べたものだが、実質的に「所属」(affiliation)に極めて近いと考えられている。
- 8) *Yearbook of American & Canadian Churches 1995*, (Nashville : Abingdon press, 1995). この年鑑の主な統計は、米商務省の *Statistical Abstract of the United States* 各年版にも転載される。
- 9) *Time* (U.S. Domestic Edition), May 15, 1995,
- 10) *Ibid.*, これは、*Campaigns & Elections*という専門誌の調査結果を引用したもので、この情報の信頼性は高いと考えられる。
- 11) *U.S. News & World Report*, June 6, 1994.
- 12) *National Journal*, July 29, 1995.
- 13) アメリカの宗教保守運動に関する政治学的研究の中では、「中絶政治」(abortion politics)についてのものが最も進んでいるとされている。
- 14) J. Christopher Soper, *Evangelical Christianity in the United States and Great Britain : Religious Beliefs, Political Choices*, (London : The Macmillan Press, 1994.)
- 15) Malcolm L. Goggin (ed.), *Understanding the New Politics of Abortion*, (Newbury Park, California : Sage Publications, 1993), pp.172—173.
- 16) Glen A. Halva-Neubauer, “The States After Roe : No ‘Paper Tigers’,” in Goggin (ed.), *Understanding* …, pp.184—185.
- 17) Soper, *Evangelical Christianity* …, pp.131—134.
- 18) 1980 Republican Platform Text, *1980 Congressional Quarterly Almanac*, P.62—B. この年鑑は、大統領選挙の年の版に共和・民主両党の全国党綱領の全文を必ず掲載している。
- 19) *New York Times*, October 27, 1992.
- 20) ロナルド・レーガン著、中山立訳『私は許さない—中絶と国民の良心』(データハウス, 1984年)などを参照。

- 21) 森孝一「ファンダメンタリストの政治化現象—1980年代の『新宗教右翼』の研究」『同志社アメリカ研究』20 (1984), pp.49—50.
- 22) Soper, *Evangelical Christianity* …, p.147.
- 23) この第1表は, Soper, *Ibid.* ; Bruce, *The Rise and Fall* … ; Malcolm Walles, *British and American Systems of Government*, (Oxford : Philip Allan Publishers, 1988) ; 阿部斉『アメリカ現代政治』〔第2版〕(東京大学出版会, 1986年)などを参考に筆者自身の考えで作製した。
- 24) アメリカの主要新聞雑誌類など多くの資料に基づいて, ポイントを整理し, まとめたものである。クリスチャン・コアリションについては, まだ流動的で, 将来の変化は予測困難な面も大きいので, 95年半ば現在明らかになっているものに限られる。
- 25) *U.S. News & World Report*, April 24, 1995.
- 26) Bruce, *The Rise and Fall* …, pp.141—145.
- 27) *Time* (U.S. Domestic Edition), May 15, 1995.
- 28) *U.S. News & World Report*, June 6, 1994.
- 29) *Christian American* (クリスチャン・コアリションの機関紙), March 1995. ; *Time* (Domestic), May 15, 1995.
- 30) Gallup, *100 Questions* …, pp.142—143.
- 31) *International Herald Tribune*, March 28, 1995.
- 32) A.リチャードソンほか編, 佐柳文男訳, 『キリスト教神学事典』(教文館, 1995年)の「福音的, 福音派」「カリスマ的」「ペンテコスタリズム」の各項を参照。手束正昭『キリスト教の第三の波—カリスマ運動とは何か』(キリスト新聞社, 1986年)も参考になる。
- 33) ジェームズ・バー著, 喜田川信ほか訳『ファンダメンタリズム—その聖書解釈と教理』(ヨルダン社, 1982年), p.365.
- 34) Arthur Emery Farnsley II, *Southern Baptist Politics*, (University Park, Pennsylvania : Pennsylvania State University Press, 1994).
- 35) Clyde Wilcox, *God's Warriors : The Christian Right in Twentieth-Century America*, (Baltimore : Johns Hopkins University

- Press, 1992), p.19.
- 36) Weber & Jones, *U.S. Religious Interest* …, p.49.
 - 37) *United States Code 1988 Edition*, Vol.10, “Internal Revenue Code,” (Washington : U.S. Government Printing Office, 1989), p.982.
 - 38) *Ibid.*, p.982.
 - 39) *Newsweek* (日本版), 1995年6月7日号。
 - 40) *Christian American*, February 1995. ; *New York Times*, January 18, 1995.
 - 41) *Time* (Domestic), May 15, 1995. ; *U.S. News & World Report*, April 24, 1995.
 - 42) *New York Times*, October 27, 1992.
 - 43) *U.S. News & World Report*, April 24, 1995. ; *New York Times*, November 23, 1994.
 - 44) *New York Times*, April 3, 1995.
 - 45) *The Nation*, March 20, 1995.
 - 46) *Publishers Weekly*, November 21, 1994.
 - 47) アメリカ自由人権協会著, 社団法人自由人権協会編訳『アメリカのめざす人権—アメリカ自由人権協会ポリシーガイド』(明石書店, 1994年), p. 17.
 - 48) *U.S. News & World Report*, November 14, 1994.
 - 49) *Ibid.*
 - 50) Ralph E. Reed, Jr., “What Do Religious Coservatives Really Want,” in Michael Cromartie (ed.), *Disciples and Democracy*, p. 6 .
 - 51) アメリカ宗教史学者の森孝一氏は、前掲の論文「ファンダメンタリストの政治化現象」の中で、このような得点表による戦術が宗教保守運動の人々から広範な支持を受けたのは、きわめて単純な二元論に基づくファンダメンタリストの歴史観に深く関わっている、と書いている。
 - 52) 最近の例としては、Pat Robertson, “I have kept my vow”,

Christian American, May／June 1995.

- 53) Ralph E. Reed, Jr., *Politically Incorrect : The Emerging Faith Factor in American Politics*, (Dallas : Word Publishing, 1994), p.135.
- 54) 大下尚一ほか編『アメリカ・ハンディ辞典』(有斐閣, 1989年), p.82. この他, 井門富二夫編『アメリカの宗教—多民俗社会の世界観』(弘文堂, 1992年), pp. 4—20も参照されたい。
- 55) David Chidester, *Patterns of Power : Religion and Politics in American Culture*, (Englewood Cliffs, New Jersey : Prentice Hall, 1988), pp.77—107.
- 56) ロバート・N・ペラー著, 松本滋ほか訳, 『破られた契約—アメリカ宗教思想の伝統と試練』(未来社, 1983年), p.255.
- 57) 詳しくは, 佐々木毅『保守化と政治的意味空間——日本とアメリカを考える』(岩波書店, 1986年), pp.189—227.などを参照。
- 58) Richard G. Huteson, Jr., *God in the White House : How Religion Has Changed the Modern Presidency*, (New York : Macmillan Publishing, 1988), pp.232—237.
- 59) James Davison Hunter, *Before the Shooting Begins : Searching for Democracy in America's Culture War*, (New York : The Free Press, 1994.) pp.221—223.
- 60) Weber & Jones, *U.S. Religious Interest* ..., pp.131—132.
- 61) *National Journal*, August 6, 1994.
- 62) Bruce, *The Rise and Fall* ..., p.101.
- 63) Soper, *Evangelical Christianity* ..., p.164.